

様式第2号（第6条関係）
住民税非課税世帯給付金（こども加算含む）申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

支給市区町村（※令和6年12月13日時点の市区町村）
伊豆市長 殿

2 ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ()

2 申請内容

☐ 令和6年度住民税非課税世帯給付金（こども加算含む）	☐ こども加算のみ （令和6年12月14日以降に生まれた新生児又は世帯外で扶養する児童）※以下「3 申請者が属する世帯の状況」は記載不要
--	--

3 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。（該当者全員）※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ)	申請者 との 続柄	性別	個人番号	こども加算対象 (平成18年4月2 日以降生まれの場 合) に○	【令和6年1月1日時点の住所 が現住所と異なる場合】 令和6年1月1日時点の住所	令和6年度 住民税均等割課税状況
	氏 名			生年月日			
1		本人					☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2							☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3							☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4							☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5							☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

4 上記以外で扶養する児童

	(フリガナ)	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合のみ)
	氏 名				
1				☐ 同居 ☐ 別居	
2				☐ 同居 ☐ 別居	
3				☐ 同居 ☐ 別居	

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
ア 令和6年12月13日時点で、上記「1. 申請・請求者（世帯主）」と同一世帯である18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）
イ 令和6年12月14日から令和7年6月30日までに生まれた新生児
ウ 別世帯だが扶養している児童

裏面も必ずご確認ください

5 振込口座（原則1の申請・請求者の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義（カナ）※通帳の 表記に合わせてください
1 銀行 4 信連 7 信漁連 2 金庫 5 農協 3 信組 6 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 【6桁目がある場合は※欄に ご記入下さい】	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義（カナ）※通帳の 表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入ください。	※ 1		

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、☐にチェック（レ）してください。

☐以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和6年度伊豆市住民税非課税世帯給付金（以下「住民税非課税世帯給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。
※住民税非課税世帯給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他自治体で同様の趣旨の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ こども加算を申請する場合、対象として申請した児童に世帯と生計が同一でない者はいません。
- ⑤ 住民税非課税世帯給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦ この申請書は、市において支給決定をした後は、住民税非課税世帯給付金の請求書として取り扱います。
- ⑧ 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月14日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、住民税非課税世帯給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨ 住民税非課税世帯給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や住民税非課税世帯給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、住民税非課税世帯給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 住民税非課税世帯給付金（こども加算含む）申請書（請求書）（本書）
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 「申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）」
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 「受取口座を確認できる書類の写し（コピー）」
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ （「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度住民税課税証明書」の写し（コピー）
- ☐ 伊豆市の住民記録に登録がない児童がいる場合、当該児童が記載された住民票（全員）の写し（コピー）

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(署名又は記名押印)